

(案)

(仮称) かなん男女共同参画プラン

～ 第2期 ～

(平成25年度～平成34年度)



平成24(2012)年12月

河 南 町

(目 次)

河南町における男女共同参画社会像

第1章 プランの基本的な考え方	1
1. プラン策定の趣旨	2
2. 基本理念	2
3. 基本目標	3
4. プランの位置づけ	3
5. 計画期間	4
6. プランの特徴	4
第2章 プランの体系図	5
第3章 施策の基本方向	9
基本目標Ⅰ 互いの人権の尊重	10
基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	14
基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の促進	19
基本目標Ⅳ 働く場での男女共同参画の促進	25
基本目標Ⅴ DV防止対策と被害者支援の仕組みづくり 【河南町DV対策基本計画】	28
第4章 プランを効果的に推進するために	32
1. 庁内における推進体制	33
2. 住民、事業者、教育関係者との協働と連携	33
3. 河南町男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画の推進	33
4. 効果的な進行管理	33
参考資料	34
・用語解説	35

第 1 章

プランの基本的な考え方

第1章 プランの基本的な考え方

1. プラン策定の趣旨

趣 旨

本町においては、平成15（2003）年に「河南町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現のために、さまざまな施策を推進してきました。本プランは、平成25（2013）年度からの10年間を目標として、河南町が取り組む施策の基本方向を示したものであり、町、住民、事業者、教育関係者等の協働のもとに総合的・効果的・計画的に推進するために策定したものです。

背 景

世界における男女共同参画の動きとして、第4回世界女性会議（北京で開催）から10年目にあたることを記念して、平成17（2005）年にニューヨークで「第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）」が開催され、女性の自立と地位向上に向けた取り組みを引き続き推進していくことが確認されました。

国においては、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法^{*1}」が制定され、これに基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、平成22（2010）年には、第3次の基本計画が策定されました。

この間には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法^{*2}）が平成13（2001）年に制定・施行され、女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みが進展しています。

雇用分野においては、平成18（2006）年、子育てや介護等により離職した女性を対象に、希望に沿った再就職・起業のための再チャレンジ支援プランが改定され、具体的施策が盛り込まれました。また、平成19（2007）年、安定した仕事に就くことが困難である、仕事と生活が両立しにくいという現実を改善するため、関係者が果たすべき役割を示した、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{*3}）憲章」が制定されました。

大阪府においては、昭和56（1981）年に策定した第1期行動計画「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」から二度の改訂を経て、平成13（2001）年に、「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」が策定され、平成14（2002）年には、「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。「おおさか男女共同参画プラン」は平成18（2006）年の一部改訂を経て、平成23（2011）年に、平成27（2015）年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」が策定されました。

近年、生活様式が大きく変化し、少子高齢化や単身世帯等の増加が進む中で、男女共同参画社会が果たす役割については、「協働」をテーマに住民の男女共同参画の認識を深め、コミュニケーションを図り、積極的に活用する仕組みを推進していくことが求められています。

2. 基本理念

互いの人権尊重と男女共同参画社会の実現

住民一人ひとりが、性別にかかわらず、互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮して、多様な生き方を選択できる社会の実現をめざします。

3. 基本目標

I. 互いの人権の尊重

男女平等のもとに互いの人権を尊重し、固定的な性別役割分担にとらわれず、それぞれが個性と能力を発揮していくことが大切です。メディアにおける性差別的な表現の解消や女性の性と健康についての権利の保障、女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みが必要です。

II. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

子どもの頃から性別にとらわれない男女共同参画の意識を育むとともに、家庭や地域における慣行や制度を見直し、男女共同参画の意識を浸透させていくことが必要です。また行政においては職員があらゆる施策に男女共同参画の視点を組み入れていく意識を持つことが必要です。

III. あらゆる分野への男女共同参画の促進

政策や方針などの意思決定の場に女性が一層参画できるよう取り組むとともに、男女が共に家庭や地域に参画できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進していくことが必要です。

IV. 働く場での男女共同参画の促進

性別にかかわらず個性に応じた職業を選択するという意識を育むとともに、それぞれが十分に能力を開発し発揮できるよう支援し、また事業所に対しては男女平等な雇用と待遇の実現に向けて啓発を進めていくことが必要です。

V. DV 防止対策と被害者支援の仕組みづくり

近年、配偶者等親密な関係にあるパートナーからの暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）が増加しているため、DV を根絶する取り組みを推進するとともに、被害者の早期発見に努め、適切な支援を行うための体制作りを進めることが必要です。

4. プランの位置づけ

本プランは、男女共同参画社会基本法に基づき、国の第 3 次男女共同参画基本計画や大阪府の男女共同参画計画を踏まえるととともに、「河南町第四次総合計画」を上位計画とし、関連する個別計画とも整合性を図るものとします。

また、本町では、平成 25（2013）年 3 月に基本理念や町・住民・事業者・教育関係者の責務を明確にした「河南町男女共同参画推進条例」を制定しました。本プランは条例に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

本プランのうち、施策体系の基本目標 V 「DV 防止対策と被害者支援の仕組みづくり」

は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画と位置づけます。

このプランは、町・住民・事業者・教育関係者及び各種関係機関（住民公益活動団体を含む。）がその趣旨と目的を共有し、相互の信頼関係に基づき、連携して実施します。

5. 計画期間

本プランの計画期間は、平成 25（2013）年度から平成 34（2022）年度までの 10 年間とし、施策の着手時期については、前期（平成 25 年度～平成 27 年度）、中期（平成 28 年度～平成 31 年度）、後期（平成 32 年度～平成 34 年度）に区分しています。また、策定後 5 年目にあたる平成 29（2017）年度中に中間見直しを予定しています。その他、国内外の社会・経済情勢の変化に応じ必要な見直しを行います。

6. プランの特徴

本プランの特徴は次の 3 点です。

（1）河南町における男女共同参画社会像の明確化

河南町における男女共同参画社会像を明確にし、その実現のために必要な施策を検討しています。

（2）「DV 防止対策と被害者支援の仕組みづくり」を基本目標に

DV の増加を踏まえ、生命と人権を守るため、その根絶を重視し、「DV 防止対策と被害者支援の仕組みづくり」を基本目標の一つに据えています。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律では、「市町村は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」としています。そのため、本プランに含める形で、「河南町 DV 対策基本計画」を策定することとしました。具体的には、本プランの基本目標Ⅴ「DV 防止対策と被害者支援の仕組みづくり」を「河南町 DV 対策基本計画」と位置づけています。

（3）数値目標の設定

計画的に事業を進め、計画の実効性を高めるため、アンケート調査等の結果から設定が可能なものについて数値目標を設けています。

（※1）男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に向け平成 11（1999）年 6 月に制定された法律

（※2）DV(domestic violence)防止法

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的にした法律

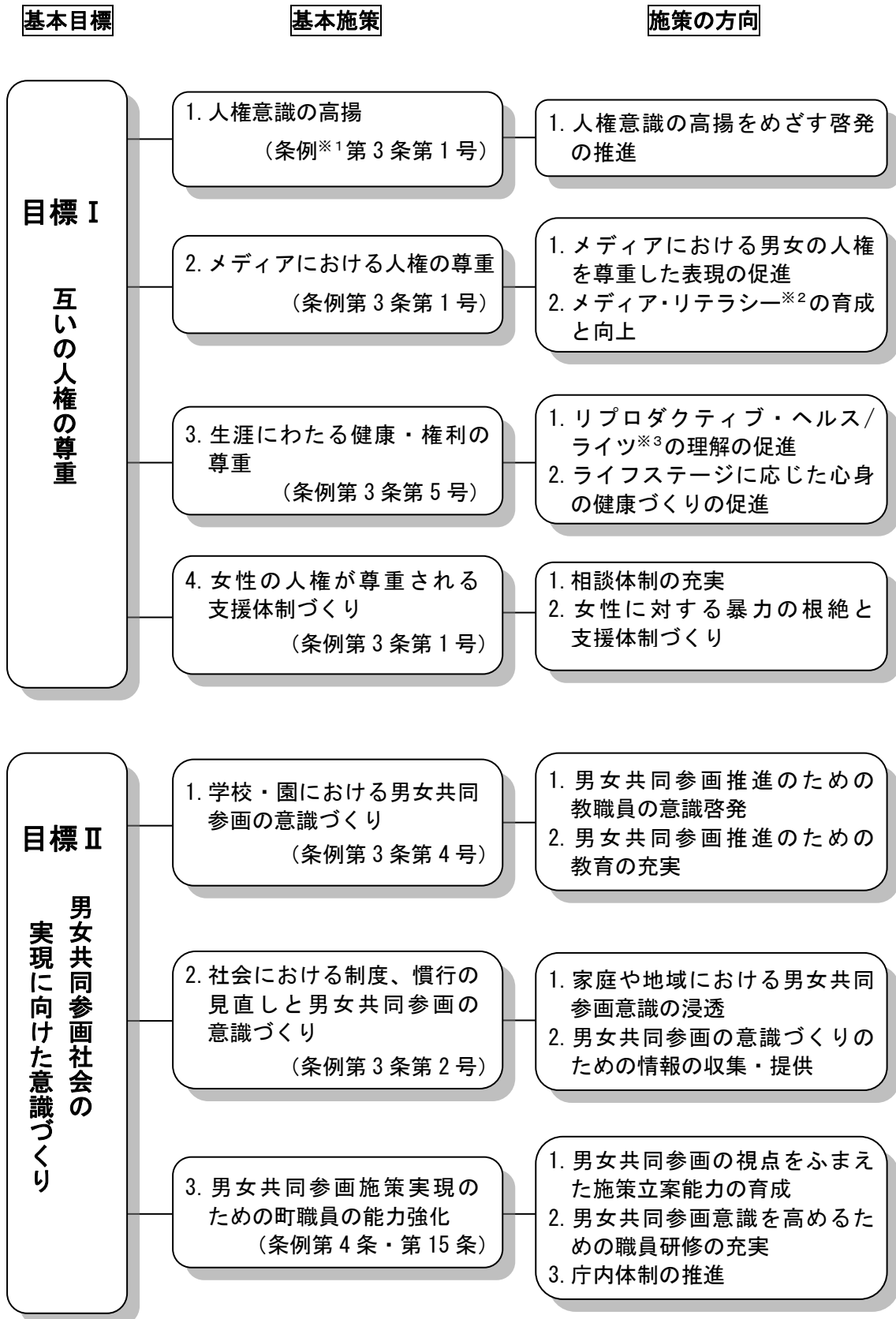
（※3）ワーク・ライフ・バランス (work life balance)

仕事と生活の調和

第 2 章

プランの体系図

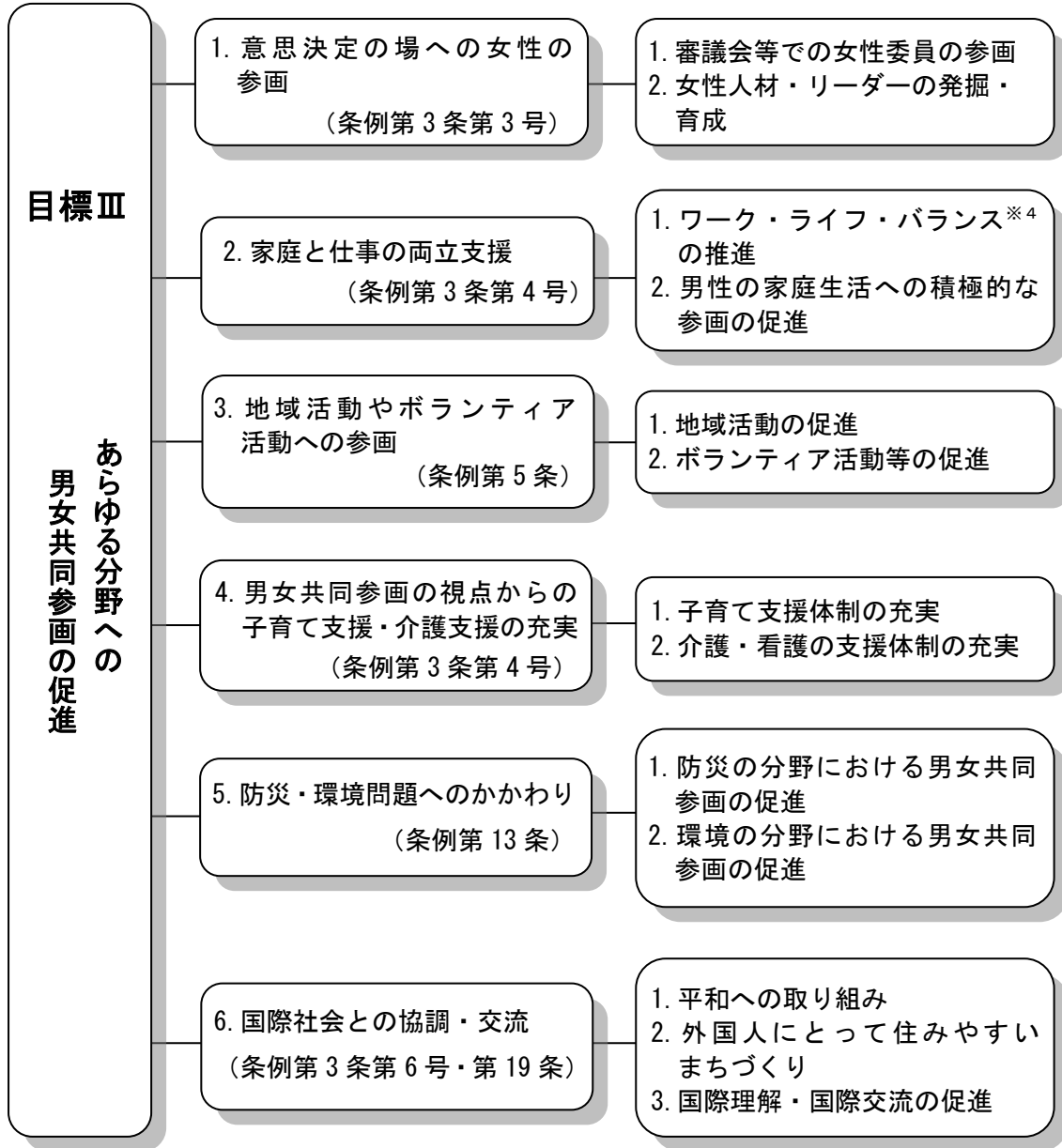
第2章 プランの体系図



基本目標

基本施策

施策の方向



(※1) 条例
河南町男女共同参画推進条例

(※2) メディア・リテラシー (media literacy)
情報を読み解き、活用する能力

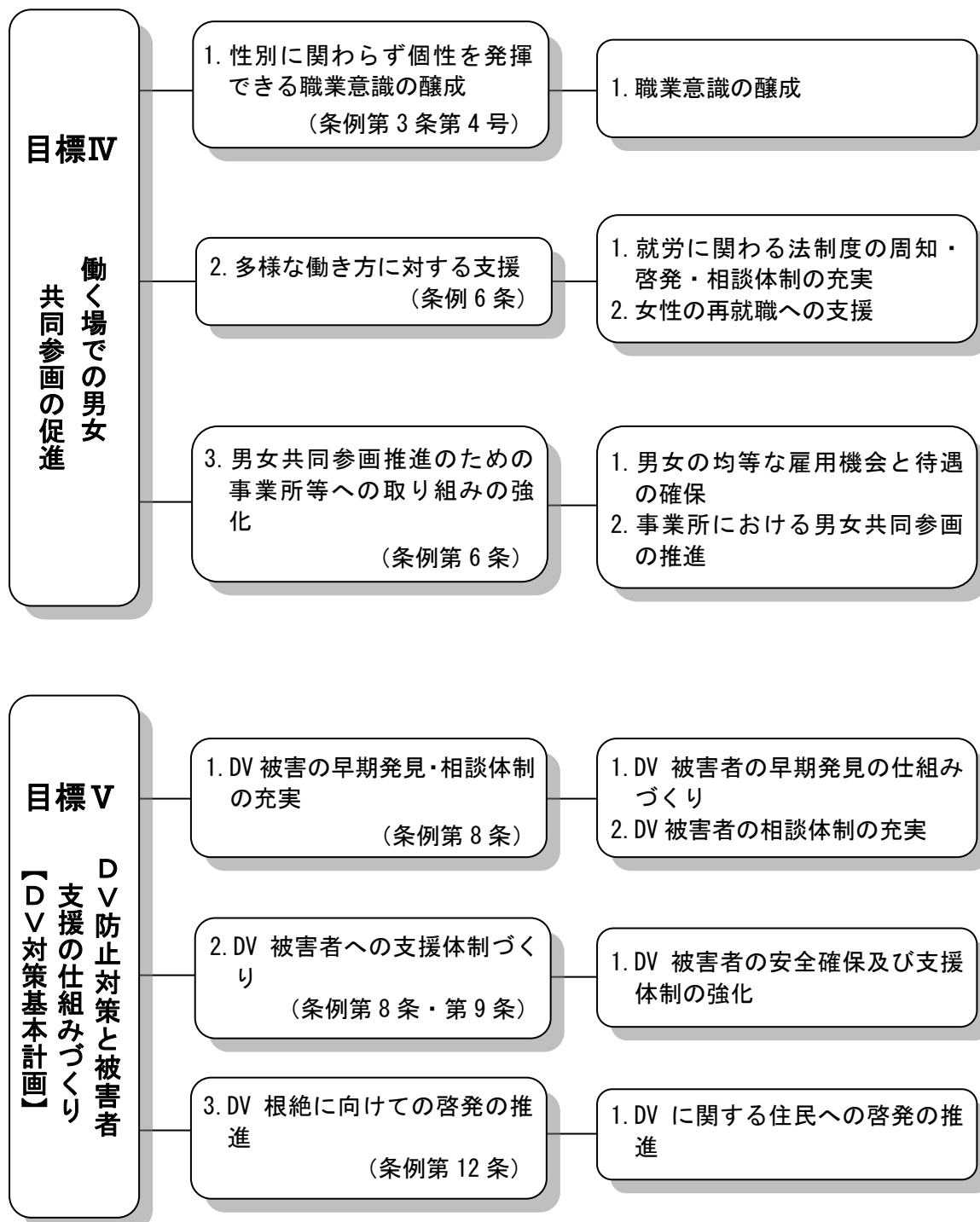
(※3) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (reproductive health/rights)
性と生殖に関する健康・権利。妊娠・出産等について、女性が自己決定する権利

(※4) ワーク・ライフ・バランス (work life balance)
仕事と生活の調和

基本目標

基本施策

施策の方向



第 3 章

施策の基本方向

第3章 施策の基本方向

(基本目標 I)

互いの人権尊重

人は皆、性別にかかわらず平等であり、個性と能力を発揮して自由に生きる権利を持っています。しかしながら、時代の流れとともに、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識が形成されてきました。また、「男らしさ」や「女らしさ」といった意識の中のジェンダー^{※1}も影響し、家庭や地域等においてさまざまな男女間の不平等が生まれました。そのため女性にとっても、男性にとっても住みづらい社会となっています。また、性同一性障がい^{※2}を有する人などに対する差別や偏見も根強く残っています。

これらを解消するため、性別によって差別をしないという意識を醸成するとともに、互いの人権を尊重し合う社会をつくることが重要です。

基本施策1. 人権意識の高揚

男女共同参画を推進していくためには、性別にかかわらず、互いの人権を尊重し、多様な価値観を認め合うことが重要です。そのために啓発活動や学習機会の充実に努めます。

施策の方向

1. 人権意識の高揚をめざす啓発の推進

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none">●人権尊重への意識を高める講座・講演会等を開催する。●人権問題に関する啓発のためのパンフレット・リーフレット等を配布し、情報提供を行う。●教育活動において発達段階に応じた男女平等教育を推進する。●河南町男女共同参画推進条例の理念を広く周知する。	人権男女共同社会室 教育課 こども1ばん課	前期

数値目標の設定

項目	現 状		目 標	
	数 値	調査時期	数 値	達成時期
河南町男女共同参画推進条例の認知度	—	—	50%	平成34年度

(※1) ジェンダー (gender)

生まれた後に後天的に身についた社会的・文化的な性差のこと。

(※2) 性同一性障がい

自らの生物学的性別に違和感を持ち、自己意識に一致する性を求める状態

基本施策2. メディアにおける人権の尊重

メディアが多様化し、提供されている情報の中には差別的な表現や、性的な表現がみられる場合もあります。これらの情報を、子どもを含む住民一人ひとりが自由に取捨選択し、主体的に読み解き活用するために必要なメディア・リテラシー^{※1}を身に付けることが必要です。

そのために子どもの頃からメディア・リテラシーの育成と向上に取り組みます。また、広報や情報提供の際には、人権や男女共同参画の視点に配慮した表現に努めます。

施策の方向

1. メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none">●各種広報・情報提供にあたっては、性別による固定観念にとらわれない男女の多様なイメージで表現する。●各種メディアにおける過度の性的な表現や固定的な性別役割分担を助長する表現を行わないように働きかける。●町職員のメディア・リテラシーを高めるための研修を充実する。	秘書企画課 人事財政課 人権男女共同社会室 関係各課	前期

2. メディア・リテラシーの育成と向上

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none">●メディア・リテラシーの育成と向上を図るため、講座等を開催する。●男女共同参画の視点によるメディア・リテラシーの向上を図るため図書・資料等情報の収集、提供を進める。●子どもたちのメディア・リテラシーの育成と向上を図るための教育を充実する。	人権男女共同社会室 教育課 関係各課	中期

(※1) メディア・リテラシー (media literacy)
情報を読み解き、活用する能力

基本施策3. 生涯にわたる健康・権利の尊重

互いの性を尊重するためには、性に対する正しい認識と理解を深めることが必要です。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※1}は、子どもを産む産まないをはじめ、妊娠・出産等、性と生殖について、女性が自己決定する権利です。思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じた性と生殖についての理解を深めることが必要です。学校における性教育を進めていくとともに、家庭や地域、職場などあらゆる場で性の尊重についての啓発を行い、また生涯にわたって健康についての相談やサービスを提供していきます。

施策の方向

1. リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none"> ●性教育指導を充実する。 ●互いの性を尊重する意識を育み、またリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解を深めるための啓発を行う。 	教育課 健康づくり推進課	前期

数値目標の設定

項目	現 状		目 標	
	数 値	調査時期	数 値	達成時期
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認知度	2.9%	平成24年度	30%	平成34年度

2. ライフステージに応じた心身の健康づくりの促進

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none"> ●健康かなん21の推進を図る。 ●思春期における身体と心の問題についての保健指導や相談を行う。 ●妊婦検診やがん検診などライフステージにおける保健サービスを充実する。 	教育課 健康づくり推進課	前期

(※1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (reproductive health/rights)
性と生殖に関する健康・権利。妊娠・出産等について、女性が自己決定する権利

基本施策4. 女性の人権が尊重される支援体制づくり

女性が抱えるさまざまな悩みを解消し、自立するためには、女性自身が意識と能力を高め、力をつけていく「エンパワーメント※1」の視点による支援が必要です。女性が気軽に相談できる窓口を充実するとともに、専門的な支援が必要な場合は関係機関につないでいきます。また、女性に対するDVやストーカー※2行為、性犯罪等あらゆる暴力を根絶するため、啓発活動や相談窓口の充実、被害者の支援体制づくりを進めます。

施策の方向

1. 相談体制の充実

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none"> ●女性に関する相談窓口を充実する。 ●安心して相談できる体制を充実する。 ●関係機関との連携を強化する。 	人権男女共同社会室 関係各課	前期

2. 女性に対する暴力の根絶と支援体制づくり

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none"> ●女性への暴力（DV やストーカー行為、性犯罪等）の防止についての理解を深めるための啓発を行う。 ●被害者のための相談窓口を充実する。 ●関連する相談機関との連携の強化と、被害者を支援するための体制を充実する。 	人権男女共同社会室 高齢障がい福祉課 健康づくり推進課 こども1ばん課	前期



(※1) エンパワーメント (empowerment)

自らの意識と能力を高め、力 (パワー) をつけること。

(※2) ストーカー (stalker)

ターゲットにした同一の人に対し、つきまとい等を繰り返し行う人物

(基本目標Ⅱ)

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画は個人の意識を変えていくことから始まります。平成24(2012)年度に実施した「河南町男女共同参画に関する住民意識調査」の結果では、男性が優遇されていると感じている人の割合が「社会通念・慣習やしきたり」で7割を超え、「家庭生活の場」「職場」「政治の場」「社会全体」では、半数以上を占めています。男女間の不平等や固定的な性別役割分担に気づき、改めていくことが必要です。

基本施策1. 学校・園における男女共同参画の意識づくり

男女共同参画の意識づくりは子どもの頃からの取り組みが効果的です。人格形成において重要な時期を過ごす学校・園においては、性別にとらわれない人権尊重に基づく教育を行うことが不可欠です。学校・園において、子どもに対して男女共生教育を実施するとともに、子どもと接する教職員の研修を充実し、保護者を対象にした学習機会を提供します。

施策の方向

1. 男女共同参画推進のための教職員の意識啓発

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none">●教職員の男女共同参画意識をさらに高めるための研修を充実する。●男女共生教育推進のための研修や情報交換、交流を行う。●スクール・セクシュアル・ハラスメント※¹防止を行う。	人権男女共同社会室 教育課	中期

2. 男女共同参画推進のための教育の充実

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none">●学校・園において男女相互の理解と協力や人権尊重についての教育を充実する。●男女共同参画を進める教育の研究、研修を推進する。●男女共同参画の視点による「家庭教育」にかかわる学習を推進する。	人権男女共同社会室 こども1ばん課	中期

(※1) セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)

相手の意に反した望まない性的な嫌がらせのこと。

学校等で起こる教職員と児童・生徒間や教職員間等におけるセクシュアル・ハラスメントをスクール・セクシュアル・ハラスメントという。

基本施策2. 社会における制度、慣行の見直しと男女共同参画の意識づくり

家庭や地域でこれまで当然と思われてきた慣習やしきたりを、男女平等や男女共同参画の視点で見直すことが重要です。このため、男女共同参画の視点で進める事業を実施するとともに、さまざまな媒体を通じて啓発を進めていきます。また、男女共同参画についての情報を収集し、住民に提供するとともに、施策に反映させていきます。

施策の方向

1. 家庭や地域における男女共同参画意識の浸透

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none"> ● 固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、気づきの機会を積極的に提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ かなん男女共同参画プランの周知 ● 男女共同参画の視点を持った講座や講演会を開催する。 ● 広報等により男女共同参画についての啓発や情報提供を行う。 ● 子どもに接するさまざまな関係者や保護者等の男女共同参画意識の向上を図る。 	人権男女共同社会室 教育課 こども1ばん課 関係各課	前期

数値目標の設定

項目	現 状		目 標	
	数 値	調査時期	数 値	達成時期
かなん男女共同参画プランの認知度	12.4%	平成 24 年度	50%	平成 34 年度



2. 男女共同参画の意識づくりのための情報の収集・提供

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none">●町が行う調査においては、男女別や年齢別等の各種データを収集し、施策に反映させていく。●国や府及び市町村の男女共同参画に関する情報を収集し、提供する。●男女共同参画に関する資料や図書を充実し、利用を促進する。●男女共同参画についての住民意識調査を定期的を実施する。	人権男女共同社会室 教育課 関係各課	前期



基本施策3. 男女共同参画施策実現のための町職員の能力強化

河南町におけるあらゆる施策に男女共同参画の視点を組み入れるため、施策立案能力を高めていくための研修を実施していきます。また、女性職員の活躍の分野を広げ、管理職への登用を進めていくための環境づくりに取り組みます。

施策の方向

1. 男女共同参画の視点をふまえた施策立案能力の育成

施策の内容	関係課	実施時期
●男女共同参画の視点を踏まえた施策立案能力向上のための研修を定期的に行う。	人事財政課 人権男女共同社会室	前期

2. 男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実

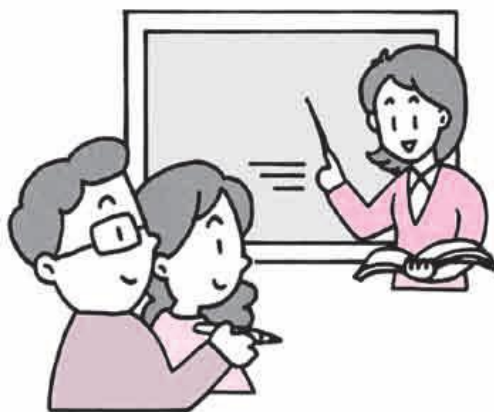
施策の内容	関係課	実施時期
●男女共同参画意識を高める研修を充実する。 ●町職員向けに男女共同参画に関する情報を提供する。 ●町職員の男女共同参画に関する研修への積極的な参加を促進する。	人事財政課 人権男女共同社会室	前期

3. 庁内体制の推進

施策の内容	関係課	実施時期
●女性職員の職域拡大を推進する。 ●女性職員の管理職への登用を図るため、研修や環境の整備を行う。 ●セクシュアル・ハラスメント防止のため、研修などによる啓発を行う。 ●指定管理者の男女共同参画意識の高揚を図る。	人事財政課 人権男女共同社会室 関係各課	中期

数値目標の設定

項 目		現 状		目 標	
		数 値	調 査 時 期	数 値	達 成 時 期
河南町職員における女性管理職の割合	課長級以上	1.2%	平成 24 年度	3%	平成 29 年度
				5%	平成 34 年度
	課長補佐・係長級	7.4%	平成 24 年度	10%	平成 29 年度
				12%	平成 34 年度
	主査・主任級	11.1%	平成 24 年度	15%	平成 29 年度
				17%	平成 34 年度
河南町男性職員の育児休暇取得率		0%	平成 24 年度	5%	平成 29 年度
				10%	平成 34 年度



(基本目標Ⅲ)

あらゆる分野への男女共同参画の促進

男女が共に、政策決定の場、地域、職場などあらゆる場面で意思決定に関わり、その声を反映させていくことが大切です。そのための人材を育成するとともに、子育て・介護サービスや育児・介護休業制度を充実させ、意思決定の場へ参画しやすい環境を整えていくことが必要です。

基本施策 1. 意思決定の場への女性の参画

河南町の審議会等における女性委員参画率については、数値目標を設定し、達成に向け働きかけをしていきます。住民団体等へ女性の積極的な参画を促すなど、女性の参画率の向上を図ります。

施策の方向

1. 審議会等での女性委員の参画

施策の内容	関係課	実施時期
● 審議会等委員の女性の参画率の向上を図る。 ● 審議会等の女性参画率を公表する。 ● 女性委員ゼロの審議会等を解消する。	人権男女共同社会室 関係各課	前期 中期

数値目標の設定

項目	現 状		目 標	
	数 値	調査時期	数 値	達成時期
審議会等における女性の割合	20.5%	平成 24 年度	30%	平成 29 年度
			35%	平成 34 年度
女性委員ゼロの審議会等の割合	38.1%	平成 24 年度	20%	平成 29 年度
			0%	平成 34 年度

2. 女性人材・リーダーの発掘・育成

施策の内容	関係課	実施時期
● 人材育成のための学習機会や活動の場を提供する。 ● 発掘・育成した人材を活用し、女性の声を町政に反映させる。	人権男女共同社会室 教育課	中期

基本施策2. 家庭と仕事の両立支援

女性は就労の有無に関わらず、家事・育児・介護の主な担い手となっています。性別にとらわれず家庭内での役割を分担するためには、仕事を優先した生活を見直し、育児・介護休業などの制度を活用して、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図っていくことが大切です。このため、ワーク・ライフ・バランスについての認識を深めるための啓発を行うとともに、法制度の周知と利用しやすい環境を整備していきます。

施策の方向

1. ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none"> ●仕事と生活の調和・両立への意識が高まるよう、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。 ●育児・介護休業法などワーク・ライフ・バランスを促進する法制度の周知を図るとともに、利用しやすい環境整備を図る。 	人事財政課 人権男女共同社会室 環境・まちづくり推進課	中期

数値目標の設定

項目	現 状		目 標	
	数 値	調査時期	数 値	達成時期
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	32.7%	平成 24 年度	70%	平成 34 年度

2. 男性の家庭生活への積極的な参画の促進

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none"> ●男性が子育て・介護・看護に参画することの重要性を広げるための情報提供、啓発を推進する。 ●男性の育児・介護休業制度の活用促進の啓発を行う。 ●男性を対象にした家事・育児・介護に関する実技を取り入れた講座等を開催する。 	人権男女共同社会室 環境・まちづくり推進課 健康づくり推進課	中期

基本施策3. 地域活動やボランティア活動への参画

豊かなまちづくりを進めていくためには、地域活動やボランティア活動に男女が共に自主的に参画することが大切です。地域活動における役員は主に男性で占められ、実務的な役割は主に女性が担っている状況であり、男女の均衡の取れた参画が必要です。

このため、地域活動やボランティア活動に積極的に参画できるよう、情報提供や支援に努めます。また、住民団体の役職者への女性の就任を促します。

施策の方向

1. 地域活動の促進

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none">●地域活動において男女が積極的に参画することを促進する。●町会等の地域団体において、役員に女性が選出されるよう働きかける。	総務課 人権男女共同社会室 教育課	前期

2. ボランティア活動等の促進

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none">●ボランティア活動に積極的に参画できるように情報提供や支援を行う。●男女共同参画社会の実現を目指した地域団体、グループの育成と支援を行う。	人権男女共同社会室 関係各課	中期



基本施策4. 男女共同参画の視点からの子育て支援・介護支援の充実

男女が共に就労や地域活動などに参加するには、多様な保育サービスの提供をはじめとする子育て支援の充実や、介護サービスの一層の充実が必要です。また児童虐待^{※1}や高齢者虐待防止に向けた支援や体制の強化を図ります。

施策の方向

1. 子育て支援体制の充実

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none">●河南町次世代育成支援行動計画の推進を図る。●子育てに関する情報と学習機会の提供を図る。●男女共同参画の視点を踏まえ、多様な保育サービスを充実する。●地域における子育て支援サービスの充実と自主的な子育てサークルの活動を支援する。●児童虐待を防止する体制を強化する。	人権男女共同社会室 健康づくり推進課 教育課 こども1ばん課	前期

2. 介護・看護の支援体制の充実

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none">●河南町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進を図る。●河南町障がい者計画・障がい福祉計画の推進を図る。●介護サービスの質の向上と適切なサービス量の確保を図る。●高齢者や障がい者が自立して生きがいをもって暮らせるよう福祉サービスや就労機会の確保・充実を図る。●高齢者虐待を防止する体制を強化する。	高齢障がい福祉課	前期

(※1) 児童虐待

保護者が子どもの心身を傷つけ、健やかな成長、発達を損なう行為をいう。

基本施策5. 防災・環境問題へのかかわり

住民一人ひとりが防災についての意識を高めるとともに、防災分野の活動において女性の視点を取り入れていくことが必要です。また、環境分野においては、男女が共に学び、活動に参加していくための支援を行います。

施策の方向

1. 防災の分野における男女共同参画の促進

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none"> ● 防災及び復興分野において、女性が積極的に被害者支援や災害対応などの活動に参加できるよう支援する。 ● 被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため、防災（復興）体制を確立する。 ● 防災活動に取り組む女性の人材育成を支援する。 ● 自主防災組織への女性の参加を促進する。 	危機管理室 消防本部	中期

2. 環境の分野における男女共同参画の促進

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境分野の活動に積極的に参加できるよう情報提供や支援を行う。 ● 地域における環境学習の推進や住民活動の支援、自然とふれあう機会の提供等を行う。 ● ごみの分別や減量化などの環境活動に、男女が積極的に参加することを促進する。 	環境・まちづくり推進課 住民生活課	中期



基本施策6. 国際社会との協調・交流

平和なまちづくりを進めることは国際社会への貢献の一つです。世界平和は生命と人権の尊重のための不可欠な基盤であり、平和を大切にする心を育むことが必要です。また、外国人にとっても住みやすいまちづくりを進めるとともに、国際理解・交流の促進に取り組みます。

施策の方向

1. 平和への取り組み

施策の内容	関係課	実施時期
●平和を大切にする意識を育むための取り組みを行う。	人権男女共同社会室	前期

2. 外国人にとって住みやすいまちづくり

施策の内容	関係課	実施時期
●外国人からのさまざまな相談への対応を充実する。	秘書企画課	後期
●外国人及び外国籍児童・生徒の日本語の習得を支援する。	人権男女共同社会室 教育課	

3. 国際理解・国際交流の促進

施策の内容	関係課	実施時期
●世界における男女共同参画に向けた取り組みに関する情報を収集し、提供する。	秘書企画課 人権男女共同社会室	後期



(基本目標Ⅳ)

働く場での男女共同参画の促進

職業選択の自由はすべての人に保障されている重要な人権であり、性別にかかわらず職業を選択し、就労できることが重要です。また、職業意識を醸成するとともに、必要な職業能力を習得・向上させ、就労できるよう支援することが必要です。

基本施策1. 性別に関わらず個性を發揮できる職業意識の醸成

性別にかかわらず個性に応じて職業を選択できるよう、子どもの頃から職業意識を身に付けるための教育を行うことが大切です。また、経済環境の悪化や雇用形態も多様化する中で、希望する職業に就くため、あらゆる世代の職業意識の向上を図ります。

施策の方向

1. 職業意識の醸成

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none">●子どもたちが性別にとらわれず、さまざまな職業を選択することができるよう教育を行う。●あらゆる年代層に対して、自分のキャリアや職業選択について考えるきっかけづくりを提供する。●若年層に対して、職業意識を醸成するとともに、性別にとらわれない職業選択ができるよう情報提供や相談機関の紹介等を行う。	人権男女共同社会室 環境・まちづくり推進課 教育課	後期



基本施策2. 多様な働き方に対する支援

すべての人に労働の機会と待遇が均等に与えられるべきです。そのため、労働に関する様々な知識や情報を提供するとともに、能力を開発するための機会を提供し、また再就職に向けた講座等を実施していきます。

施策の方向

1. 就労に関わる法制度の周知・啓発・相談体制の充実

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none">●男女雇用機会均等法や労働基準法など、就労に関わる法律・制度の周知を図る。●能力向上や技術習得のための情報を提供する。●就労を継続していくための相談を充実させる。	人権男女共同社会室 環境・まちづくり推進課	中期

2. 女性の再就職への支援

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none">●女性の再就職や能力向上講座の実施や情報を提供する。●ひとり親家庭の母親の就労を促進する。	人権男女共同社会室 環境・まちづくり推進課 こども1ばん課	後期



基本施策3. 男女共同参画推進のための事業所等への取り組みの強化

事業所等においては、男女の差別なく雇用し、待遇することが求められます。このため、関係する法制度の周知を図るとともに、女性の就労環境の改善に向け、事業所等に働きかけます。また、事業所における女性の管理職への登用や育児・介護休業制度の利用によるワーク・ライフ・バランスの促進など、男女共同参画を推進するよう働きかけます。

施策の方向

1. 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none"> ● 法律に基づく男女平等な雇用と待遇の実現について啓発を行う。 ● パートタイムや派遣労働・自営業に従事する女性の就労環境の改善に向けての啓発や情報提供を行う。 	人権男女共同社会室 環境・まちづくり推進課	後期

2. 事業所における男女共同参画の推進

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所における男女共同参画の推進について働きかけを強化する（男性の育児休業取得など）。 ● ワーク・ライフ・バランスの啓発を行うとともに職場環境の整備の促進について働きかける。 ● ひとり親家庭の母親の雇用について関係機関を通じて事業所に働きかける。 ● セクシュアル・ハラスメント防止対策の整備について働きかけを強化する。 	人権男女共同社会室 環境・まちづくり推進課 こども1ばん課	後期



DV 防止対策と被害者支援の仕組みづくり

【河南町 DV 対策基本計画】

配偶者や恋人など親しい関係にある男女間の暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス※1）が増えています。平成 24（2012）年度に実施した住民意識調査結果では、DV 被害の経験者は 1 割を超えています。最近では、結婚していない若年層における DV（デート DV）も増えています。

DV を防止し、被害者を支援するための体制づくりが必要です。

基本施策 1. DV 被害者の早期発見・相談体制の充実

DV 被害が潜在化しないよう、町の窓口業務や医療機関などの関係機関で DV が早期に発見されることが必要です。また、被害者の安全に配慮して、安心して相談できる環境づくりに取り組みます。

施策の方向

1. DV 被害者の早期発見の仕組みづくり

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none">●町の各種窓口業務を通じて DV 被害者に気付き、相談・支援窓口につないでいく。●関係機関等との連携により、DV 被害の早期発見に向けた仕組みを確立する。●相談窓口の周知を図る。<ul style="list-style-type: none">・リーフレットを作成するなど、相談窓口に関する情報の周知・医療機関等への相談窓口の周知	人権男女共同社会室 関係各課	前期

（※1）DV (domestic violence) [ドメスティック・バイオレンス]
配偶者や恋人等の親しい者から受ける暴力

2. DV 被害者の相談体制の充実

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none"> ●DV 被害者の相談窓口の充実を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ DV 専門相談員の配置 ・ DV 相談室の確保 ・ DV 相談専用電話の配置 ・ DV 総合相談窓口としてワン・ストップ・サービス※¹の導入 ●関係する他の相談機関との連携を強化する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性相談窓口との連携の強化 ・ 警察や配偶者暴力相談支援センター（大阪府女性相談センター、富田林子ども家庭センター）との連携の強化 ・ DV 被害者支援ネットワークの確立 ●相談窓口職員や関係する職員の資質の向上及び心理的ケアを充実する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ DV 相談専門講座や研修会への参加によるスキルアップ ・ 様々なケースに対応できるように DV 被害者支援ネットワーク等を活用した事例検討や研究の実施 ・ 二次被害防止、個人情報保護等の研修の実施 ・ 相談員の心理的ケア体制の整備 	<p>人権男女共同社会室 関係各課</p>	<p>中期</p>

(※1) ワン・ストップ・サービス (one stop service)
様々な手続きを1か所で一括して処理するサービス

基本施策2. DV 被害者への支援体制づくり

DV 被害者に対して総合的かつ迅速な対応が必要であることから、関係機関の役割分担を明確にしつつ、DV 被害者支援ネットワークを形成し、被害者の保護・支援を行います。

施策の方向

1. DV 被害者の安全確保及び支援体制の強化

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none"> ●被害者の安全確保を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急の場合、大阪府女性相談センターに一時保護を依頼 ・一時保護の際の同行支援 ・被害者等に関する個人情報の保護 ●被害者に対する適切な情報提供及び自立に向けての支援を行う。 ●DV 被害者支援及び関係機関との連携を強化する。 <ul style="list-style-type: none"> ・DV 被害者支援ネットワークの確立 ・警察や配偶者暴力相談支援センター（大阪府女性相談センター、富田林子ども家庭センター）との連携の強化 ・民間支援団体との連携についての検討 	人権男女共同社会室 関係各課	後期



基本施策3. DV根絶に向けての啓発の推進

誰もが、DVの被害者や加害者になる可能性を持っています。また、DV被害を受けながらDVに気づかない被害者や相談をためらう被害者が多く、被害が深刻化、潜在化しやすい傾向があります。DVに関する正しい知識を身につけるとともに、身近なDV被害者の早期発見・早期解決のため、DV根絶に向けた啓発に取り組みます。

施策の方向

1. DVに関する住民への啓発の推進

施策の内容	関係課	実施時期
<ul style="list-style-type: none">●DV防止についての理解を深めるための講座・講演会等を開催する。●若年層に対し、デートDV（交際相手からのDV）に関する啓発を行う。●DVに関するパンフレット・リーフレットを配布するなど、DVの根絶に向けた啓発を行う。	人権男女共同社会室 関係各課	前期

第 4 章

プランを効果的に推進するために

第4章 プランを効果的に推進するために

1. 庁内における推進体制

本プランは、あらゆる分野にわたることから、総合的かつ効果的に推進するため、庁内に設置されている推進本部が責任をもって推進します。推進本部は副町長を本部長とし、各部局の責任者によって構成されています。推進本部は計画の策定及び推進に関し、関係部局間の連絡調整を行います。また、推進本部の構成員の研修を充実し、課題の共有を図ります。

2. 住民、事業者、教育関係者との協働と連携

本プランの推進にあたっては、社会を構成する住民一人ひとりの意識改革や行動、事業者の積極的な取り組み、家庭や学校における教育など、あらゆる場面での取り組みが重要です。本プランを総合的・効果的に推進するため、住民、事業者、教育関係者と協働するとともに、互いに連携を図ります。

3. 河南町男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画の推進

「河南町男女共同参画推進条例」は、男女共同参画の推進に関する基本的事項を定めており、町、住民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにし、関連する施策等の基本的な事項を定めています。それぞれがその責務を踏まえ、基本理念を共有し、「積極的改善措置」を検討・実施するなど本プランに示された施策に積極的に取り組み、男女共同参画を推進していくよう、啓発を行います。

4. 効果的な進行管理

(1) プランの進捗管理

男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に推進するため、毎年度、推進状況のチェック・評価を行い、施策内容の検証及び効果的な進捗管理を行います。

(2) 男女共同参画推進審議会の設置

男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議し、施策等について町長に意見を述べるため、男女共同参画推進審議会を設置します。

用語解説（五十音順）

エンパワーメント（empowerment）

自らの意識と能力を高め、力（パワー）をつけること。女性のエンパワーメントは、社会のあらゆる分野で、女性が社会的、経済的、政治的、文化的に自らの意識と力を高め、その能力を発揮していくことをいう。

ジェンダー（gender）

生物学的・生理学的な性の違い（セックス）に対して、生まれた後に後天的に身についた社会的・文化的な性差をいう。「男らしさ、女らしさ」や「男はこうあるべき、女はこうあるべき」という固定的な考え方はジェンダーによるもの。

児童虐待

保護者が子どもの心身を傷つけ、健やかな成長、発達を損なう行為をいう。身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト（養育放棄）があり、DVを見せることは、心理的虐待になる。

ストーカー（stalker）

ターゲットにした同一の人に対し、つきまとい等を繰り返し行う人物。平成 12 年に施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」は、つきまといやまちぶせ等の行為による被害を受けている被害者を保護する法律である。

性同一性障がい

生物学的性別（セックス）と性の自己意識（性自認）とが一致しないために、自らの生物学的性別に持続的な違和感を持ち、自己意識に一致する性を求める状態。

セクシュアル・ハラスメント（sexual harassment）

相手の意に反した望まない性的な嫌がらせのこと。平成 19 年に施行された「改正男女雇用機会均等法」では、男性に対するセクシュアル・ハラスメントも含めて、事業主に職場でのセクシュアル・ハラスメント対策を講じることが義務付けられた。学校等で起こる教職員と児童・生徒間や教職員間等におけるセクシュアル・ハラスメントをスクール・セクシュアル・ハラスメントという。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月に制定された。男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義している。

DV (domestic violence) (ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人等の親しい者から受ける暴力のこと。身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げつける等）、性的暴力（セックスの強要、避妊に協力しない、無理やりアダルトビデオを見せる等）、精神的暴力（無視する、脅す、大声で怒鳴る等）、経済的暴力（生活費を渡さない等）、社会的暴力（実家・友人との付き合いの制限、交友関係の監視等）などがある。

DV 防止法（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」）

平成 13 年に施行され、平成 16 年、平成 19 年に改正された。配偶者（事実婚や元配偶者も含む）からの暴力を犯罪と位置付け、配偶者からの暴力に係る通報・相談・保護・自立支援等の体制を整備することにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。被害者が暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい時は、被害者は加害者に対し、この法律に基づき、「保護命令」を裁判所に申し立てることができる。

メディア・リテラシー (media literacy)

リテラシーとは、読み書き能力とも訳され、主体的に読み解き、判断・選択し使いこなす能力をいう。メディア（媒体）から発信される情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し、活用できる能力やメディアを適切に選択し、また自ら発信する能力を身につけることが重要となる。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (reproductive health/rights)

平成 6 年、カイロで開かれた国際人口・開発会議で提唱された概念で、「性と生殖に関する健康・権利」と訳される。女性が生涯にわたって、性と健康とこれらの問題について、十分な情報を得て自己管理・自己決定する権利は人権の一部であるという考え方。

ワーク・ライフ・バランス (work life balance) (仕事と生活の調和)

ワーク・ライフ・バランス憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすと共に、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されている。

ワン・ストップ・サービス (one stop service)

様々な手続きを一か所で一括して処理するサービスのこと。